

V I E W

No. 101

発行責任者 湊 伸一

発行編集者 教 宣 部

正月明けの1月4日に「出張」を4名入れて社員の年休を抑制！

これが日頃の社員の苦労に報いる会社のやることか？！

一昨年3月の「ダイヤ改正時」に「交番検査の回帰キロを3万キロから倍の6万キロにする検査周期延伸」の大効率化と「1日3本の交検を施工させるために準備時間のない昼休みを前倒しした新交検への体制変更」を行い、今年度も「白日（非稼働調整日）」が年間21日も発生するのに、会社は今年11月にも「日曜出勤」を指定し、年末12月30日の日曜日も大晦日の31日も「出勤」にしていました。そして何と年休の申し込みが集中する正月明けの1月4日に「出張」を4名も入れて社員の年休を「抑制」しているのです。これは「労働基準法」の趣旨にも反する「行為」です。

私たちは12月26日に所属する労働組合を通じて関西支社に対して以下の内容の申し入れを行いました。

以下の内容の申し入れを行いました。

「大阪交番検査車両所における年休の取扱い」に関する緊急申し入れ

12月25日、大阪交番車両所で「1月分の勤務」が発表されたが、2019年1月4日における年休の発給が、現場のA担・B担・C担務合わせて5名であり、このことについて現場管理者は、8名の社員に対して、いわゆる「時季変更権を行使」したことを明らかにした。しかし一方で、この1月4日に4名もの社員が「出張」を命じられており、現場社員からは「正月明けの年休申し込みが集中するこの日になぜ出張なのか」という声が上がっている。よって以下のように申し入れるので早急に労使協議の設定をすること。

記

1. 1月4日、8名の社員の年休請求に対して「時季変更権」を行使した理由を明らかにすること。
2. 労働基準法には「年休が時季変更できるのは業務の正常な運営を妨げる場合だけ」と定めているが、「出張」がなぜ「交番検査の業務に支障をきたす」のか具体的に明らかにすること。
3. 1月4日の「出張」を取りやめにし、その要員で年休を発給すること。

以上